様式４

令和　年　月　日

日付は記入しない

地域コミュニティ課長　殿

防犯灯新設工事協議書

全て記入されているか確認してください

団体名　　自治会（区会）

代表者氏名

協議いたします。

該当するものが○で囲んであるか確認してください

番号	種別	請しない	電柱番号	※補助対象
1	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
2	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
3	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
4	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
5	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
	次のいずれにも該当するも○ 助対象となりま ・電柱、電話柱、サ その他適切と認 所に取付けられているもので ・自動点滅器を備えた定額契約電灯であること。 ・設置間隔が概ね３０m以上あること。			

記入しないでください

工事費補助金の申請をしない場合に、〇で囲んであるか確認してください。
工事費補助金の申請を行わない場合でも次年度以降の維持管理費補助の対象となるか設置位置等の現地確認を行います。

既設電柱に設置する場合は、電柱番号が記載されているか確認して下さい。
小柱（鋼管ポール）を新しく建てる場合等は「小柱」と記入してください。

※この様式と別に新設する場所が分かる具体的な地図等を添付してください。

自治会名が記入してあるか確認してください

令和　年　月　日

日付は記入しない

＿＿＿＿＿自治会長　様

長

上記の防犯灯新設工事については、現地確認及び協議を行った結果、確認印のあるものを補助対象とします。

なお、防犯灯工事（器具取替、新設など）を行う場合は、必ず登録電気工事業者へ工事を依頼してください。登録電気工事業者以外の工事業者が施工した場合、防犯灯工事費補助金は交付されません。

様式４

令和　年　月　日

地域コミュニティ課長　殿

防犯灯新設工事協議書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿自治会（区会）

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり防犯灯新設工事を計画しておりますので、事前協議いたします。

番号	設置区分	工事費補助を申請しない	電柱番号	※補助対象
1	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
2	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
3	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
4	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
5	既設電柱（新設･移設） 小柱(新設･移設･建替)	自主設置		
防犯灯設置基準	**次のいずれにも該当するものが補助対象となります。** ・電柱、電話柱、共架柱、小柱　その他適切と認められる箇所に取付けられているものであること。 ・商店街振興を目的とするものでないこと。 ・集会所の敷地、寺社の境内、公園、建物の出入り口や階段、踊り場等の照明を目的とするものでないこと。 ・広告物、看板、案内板等の照明を目的とするものでないこと。 ・自動点滅器を備えた定額契約電灯であること。 ・設置間隔が概ね３０m以上あること。			

※この様式と別に新設する場所が分かる具体的な地図等を添付してください。

令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿自治会長　様

地域コミュニティ課長

上記の防犯灯新設工事については、現地確認及び協議を行った結果、確認印のあるものを補助対象とします。

なお、防犯灯工事（器具取替、新設など）を行う場合は、必ず登録電気工事業者へ工事を依頼してください。登録電気工事業者以外の工事業者が施工した場合、防犯灯工事費補助金は交付されません。

防犯灯新設工事協議書（様式４）の記載にあたっての注意事項

１　「番号」について

協議書に添付していただく地図に記載している防犯灯新設予定箇所に番号をつけ、工事協議書の「番号」と合致するようにお願いします。

設置区分内の語句の説明

（１）既設電柱（新設）・・既設の電柱（九電・共架・NTT等）又は支柱へ新たに防犯灯を設置すること。

（２）既設電柱（移設）・・既に設置している防犯灯を廃灯し、別の電柱又は支柱へ新たに設置すること。

（３）小　　柱（新設）・・新たに小柱（鋼管ポール等）を建てて防犯灯を設置すること。

（４）小　　柱（移設）・・既に設置している防犯灯を廃灯し、別の場所に小柱を建てて設置すること。

（５）小　　柱（建替）・・現在防犯灯が設置してある小柱等を、同じ場所で建替えること。

（６）自　主　設　置・・・工事費の全てを自治会で負担する場合、又は自治会以外の他団体が防犯灯新設工事を行う場合のこと。この場合であっても、防犯灯補助の設置基準を満たしていなければ、次年度から維持管理費補助金・取替工事費補助金を受けることができませんので、必ず工事の実施前に地域コミュニティ課との協議をお願いします。

２　電柱番号について

電柱番号は、取り付けてあるプレートの番号を記入してください。

プレートが上下２枚ある場合は、九電の電柱番号を記入し、電柱の支柱として建ててある電柱に防犯灯を設置する場合であって、プレートが設置されていない時は、支えている電柱の番号を記入してください。

小柱の場合は「小柱」と記入してください。